

## 日本における「子どもの貧困」問題

藤原, 千沙 / Fujiwara, Chisa

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

711

(開始ページ / Start Page)

33

(終了ページ / End Page)

50

(発行年 / Year)

2018-01-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014645>

# 日本における「子どもの貧困」問題

藤原 千沙

---

はじめに

- 1 貧困率の国際比較——日本の位置と特徴
  - 2 稼働年齢層の貧困——家計・企業・政府
- おわりに

## はじめに

日本でもEU同様「子どもの貧困」が社会問題となり、2013年6月、子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が成立した（2014年1月施行）。子ども支援にかかわる民間団体が全国各地で生まれ、さまざまな活動が広がっている。地方自治体も子どもの貧困にかかわる実態調査を行い、子どもの貧困対策計画を策定するなど、各種の貧困対策を講じつつある。

貧困対策としては、貧困そのもの（お金がないこと、経済的困窮、所得貧困）の解消を目指すものと、貧困がもたらす悪影響（不健康な食生活、孤立や孤独、低い成績や学力、経験の不足等）の解消を目指すものが考えられる。とはいえ、前者の貧困対策として地方自治体や民間団体ができることは限られており、現在、子どもの貧困対策として全国で広がっているものの多くは後者の対策である。

そういった子ども支援や子どもの貧困対策が広がるなかで、貧困とは「お金がないこと」だけではないという認識も広がってきた。学術的にも「相対的剥奪」や「社会的排除」など貧困に関連する概念や測定指標があり、実際にEUでも複数の指標で把握されている。

貧困がもたらす悪影響は広範でかつ複合的である以上、貧困概念の豊富化や貧困対策の広がりも望ましいことではある。しかし一方で、貧困の根幹である「お金がないこと」が忘れられていないだろうか。地方自治体や民間団体が子どもの貧困対策の推進主体であると位置づけられると、経済的困窮としての所得貧困をいかに解消するかという視点が軽視されてしまう。本稿では、この所得貧困に焦点を当て、日本における「子どもの貧困」問題を考察する。

---

\* 本稿は、法政大学大原社会問題研究所国際公開シンポジウム「子どもの貧困を問う——日本とEUの経験から」（2017年7月15日、法政大学）での報告を加筆したものである。

## 1 貧困率の国際比較——日本の位置と特徴

本節では、日本の貧困率が他国と比べてどのような位置にあり、またどのような特徴をもつのかについて、EU との比較を意識しながら確認する。

### 全人口の貧困率と子どもの貧困率

次頁表1は、2014年前後の各国の貧困率と子ども（0～17歳）の貧困率を示したものである。OECD（経済協力開発機構）加盟国ではない国等も含まれているが、OECDの作成基準に基づく比較可能な数値である。

貧困率とは、貧困ライン（一定の所得基準）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合であり、その国の一定所得基準を下回る人口割合を指す。可処分所得とは、収入から税金や社会保険料を支払ったうえで年金や手当などの社会保障給付を受けとった後の所得であり、世帯人員数の違いを調整するために、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割った数値が等価可処分所得である。同じ世帯で暮らす世帯員の所得水準は同じであると仮定されており、子ども自身に所得がなくても子どもが属する世帯の所得で子どもの貧困率は算出される。

表1は、等価可処分所得の中央値（低い順から高い順に並べた真ん中にあたる数値）の50%水準（中央値の半分）を貧困ラインとした貧困率である。60%水準で測定すれば貧困率はこれ以上に高くなり、40%水準で測定すれば低くなる。EUでは中央値の60%水準を貧困ラインとして用いることも多いが、表1は50%水準で測定した数値である。

まず、その国全体の貧困率を示す左側の数値をみると、日本は2012年で16.1%、2015年で15.6%である。最新データにあたる2015年の貧困率は2012年の数値より低下したとはいえ、OECDに加盟している先進34ヶ国平均11.4%と比べて、日本の貧困率は高い。いわゆる先進国で日本以上に貧困率が高いのはアメリカ17.5%のみであり、EU諸国はイギリス10.5%、ドイツ9.5%、フランス8.2%など、日本よりも低い。

右側の「子ども（0～17歳）の貧困率」は、日本は2012年16.3%、2015年13.9%である。OECD34ヶ国平均の13.6%より高いものの、2015年データでは同程度まで低下した。とはいえ、フランス11.6%、イギリス11.0%、ドイツ9.5%のEU3ヶ国に対して、日本の子どもの貧困率は高い。

EUでは等価可処分所得の中央値の60%水準を貧困ラインとして計測した範囲を政策対象とすることがあるが、貧困ラインの設定の違いで貧困率はどれだけ変わるのだろうか。50%水準と60%水準で日本の貧困率がどれだけ変動するかを確認したのが次々頁表2である。日本で貧困率を算出している政府統計は厚生労働省「国民生活基礎調査」と総務省「全国消費実態調査」の2つがあり、日本がOECDにデータ提供しているのは「国民生活基礎調査」の数値である。調査回答世帯のサンプル分布をみると、調査世帯に詳細な家計簿記入を求める「全国消費実態調査」は「国民生活基礎調査」と比べて低所得世帯の割合が相対的に少なく、貧困率も低く算出される特性をも

表1 各国の貧困率と子どもの貧困率 (2014年前後)

貧困率 (%)		子ども (0-17歳) の貧困率 (%)		
1	中国	33.9	1 中国	39.7
2	南アフリカ	26.6	2 南アフリカ	32.0
3	コスタリカ	21.9	3 ブラジル	30.1
4	ブラジル	20.0	4 コスタリカ	29.1
5	インド	19.7	5 トルコ	25.3
6	イスラエル	18.6	6 イスラエル	24.3
7	アメリカ	17.5	7 インド	23.6
8	トルコ	17.3	8 スペイン	22.7
9	メキシコ	16.7	9 チリ	21.1
10	ラトビア	16.2	10 ロシア	20.7
11	日本 (2012年)	16.1	11 リトアニア	20.5
12	チリ	16.1	12 アメリカ	20.2
13	リトアニア	15.7	13 メキシコ	19.7
	日本 (2015年)	15.6	14 イタリア	19.3
14	エストニア	15.5	15 ギリシャ	19.1
15	スペイン	15.3	16 ポルトガル	18.3
16	ギリシャ	14.8	17 日本 (2012年)	16.3
17	ロシア	14.6	18 ラトビア	15.7
18	イタリア	13.7	19 カナダ	15.0
19	ポルトガル	13.5	20 エストニア	14.7
20	オーストラリア	12.8	21 スロバキア	14.5
21	カナダ	12.6	22 ニューゼーランド	14.1
	OECD34カ国平均	11.4	日本 (2015年)	13.9
22	ニューゼーランド	10.9	OECD34カ国平均	13.6
23	イギリス	10.5	23 オーストラリア	13.0
24	ポーランド	10.4	24 ポーランド	12.8
25	ハンガリー	10.1	25 ハンガリー	11.8
26	スイス	9.9	26 フランス	11.6
27	ドイツ	9.5	27 ルクセンブルク	11.3
28	スロベニア	9.4	28 イギリス	11.0
29	アイルランド	9.2	29 ベルギー	10.9
30	ベルギー	9.1	30 オーストリア	10.6
31	オーストリア	9.0	31 オランダ	10.3
32	スウェーデン	9.0	32 チェコ	10.3
33	スロバキア	8.7	33 スイス	9.9
34	フランス	8.2	34 ドイツ	9.5
35	ルクセンブルク	8.1	35 スウェーデン	9.2
36	ノルウェー	8.1	36 アイルランド	9.2
37	オランダ	7.7	37 スロベニア	9.0
38	フィンランド	6.8	38 アイスランド	7.2
39	アイスランド	6.5	39 ノルウェー	7.2
40	チェコ	5.9	40 フィンランド	3.6
41	デンマーク	5.5	41 デンマーク	2.9

注)・貧困率の定義は、年間等価可処分所得がその国全体の年間等価可処分所得の中央値の50%未満である割合。

・インドとロシアは2011年、日本は2012年、ブラジルと中国は2013年、チリと南アフリカは2015年のデータであり、オランダと南アフリカは暫定データである。

・原表の日本データは日本(2012年)と表記し、日本(2015年)は筆者が付記した。

資料) OECD Family Database, Data for Chart CO2.2.A. Child income poverty rates, 2014 or nearest available year, Sources : OECD Income Distribution Database. (2017年10月15日閲覧)

表2 貧困ラインの違いによる貧困率の変動（全国消費実態調査）

		1999年	2004年	2009年	2014年
貧困ライン	等価可処分所得の中央値 (万円)	312	290	270	263
	貧困ライン (中央値の60%) (万円)	187	174	162	158
	貧困ライン (中央値の50%) (万円)	156	145	135	132
	貧困ライン (中央値の40%) (万円)	125	116	108	105
貧困率	貧困ラインの定義：中央値の60%未満 (%)	15.3	15.4	15.8	15.6
	貧困ラインの定義：中央値の50%未満 (%)	9.1	9.5	10.1	9.9
	貧困ラインの定義：中央値の40%未満 (%)	5.0	5.3	5.9	5.4
貧困ラインの定義変更による貧困率の変化	50%から60%へ (増加率) (%)	68.1	62.0	56.7	58.5
	50%から40%へ (減少率) (%)	- 45.3	- 44.4	- 41.7	- 44.9

注)・貧困ラインは「平成26年全国消費実態調査 所得分布等に関する結果 結果の概要」掲載の中央値と貧困線より算出。

・貧困率は各年の統計表「世帯構成・世帯主の年齢階級、有業人員別相対的及び絶対的貧困率」(総世帯)における「等価弾性値=0.5」「相対的貧困世帯」より。

資料)総務省「全国消費実態調査」。

つ<sup>(1)</sup>。ただし「全国消費実態調査」では、貧困ラインが50%水準から変化した場合の世帯員分布の状況や、貧困ライン50%に対する貧困者の平均所得比(収入ギャップ)なども計測して公表しており、「国民生活基礎調査」の公表値ではわからない実態を把握できる利点がある。

そこで、表2より「全国消費実態調査」の貧困率を確認すると、貧困ラインが50%水準(中央値の50%未満)の場合、2014年の貧困率は9.9%である。60%水準だと貧困率は15.6%まで上がり(増加率58.5%)、40%水準だと貧困率は5.4%まで下がる(減少率-44.9%)。貧困ラインが50%水準から60%水準に上がるだけで貧困率が6割近くも増加するということは、50%水準を少し上回る所得しかない低所得層が日本で多数存在することを意味している。ただしあくまで「全国消費実態調査」に基づくものであり、「国民生活基礎調査」では異なる可能性もある<sup>(2)</sup>。

貧困率だけでなく、貧困ラインの定義とその水準に着目してわかることは、貧困ライン(一定の所得基準)の絶対額そのものが、この間、低下を続けていることである。1999年、2004年、2009年、2014年の等価可処分所得の中央値は、312万円、290万円、270万円、263万円と低下している。それゆえ、その中央値の50%水準で定義した貧困ラインも、156万円、145万円、135万円、132万円へと低下した。にもかかわらず、その貧困ライン未満の所得しかない人口割合は1999年の9.1%から2014年は9.9%まで増加している。

(1) 両調査のサンプル分布の特性や相対的貧困率の違いが生じる要因等について、内閣府・総務省・厚生労働省平成27年12月18日「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」(<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2009/pdf/hinkonritsu.pdf>)参照。

(2) ユニセフ・イノチェンティ研究所が2017年に発表した「イノチェンティ レポートカード14」によれば、中央値の60%水準で貧困ラインを定義した場合の日本の子どもの貧困率は2012年18.2%(国民生活基礎調査)とされ、50%水準の公表値16.3%とそれほど大きな違いはなく、増加率は11.7%にとどまる(ユニセフ・イノチェンティ研究所『イノチェンティ レポートカード14 未来を築く：先進国の子どもたちと持続可能な開発目標(SDGs)』日本ユニセフ協会、2017年、11頁)。

貧困ラインの低下は「国民生活基礎調査」でも同様であり、2000年と2015年を比べて、等価可処分所得の中央値は274万円から245万円へと約30万円減少し、その50%水準にあたる貧困ラインは137万円から122万円に低下した。1985年を基準とした実質値でも、中央値は240万円から211万円へ、貧困ラインは120万円から106万円へと低下している<sup>(3)</sup>。にもかかわらず、貧困率は2000年15.3%から2015年15.6%まで高まった。

つまり、日本の2000年代は社会全体の所得水準が下がり、結果として貧困とみなす所得ライン自体も下がり、かつては貧困とみなした水準がもはや貧困ではないとみなされるほど「標準」とされる暮らしが劣化した年代であった。結果として、かつてより厳しく貧困が測定されるようになったが、それにもかかわらず、貧困者人口は増加している。

### 世帯タイプ別にみた子どもの貧困率

子どもの貧困にかかわる国際比較と日本の特徴について、より詳しくみてみよう。

図1と図2は、世帯主が稼働年齢（15～64歳）で子ども（0～17歳）のいる世帯の貧困率を示したものである。子どもの貧困率は子ども数を母数として子どものみで算出するが、子どものいる世帯の貧困率は子どものいる世帯に属する世帯員すべてを母数として算出したものである。図で示されている日本の数値は2012年データであり、「国民生活基礎調査」の2015年データ（2017年6月公表）はまだ反映されていない。

図1より、まず(1)「大人が2人以上の世帯で就労者が1人の世帯」の貧困率をみると、日本は13.2%である。ドイツ4.5%より高いものの、フランス13.0%と同程度であり、イギリス14.6%と比べると低い。先進国のなかでは低いほうにあたり、OECD33ヵ国平均20.7%より左側に位置している。この世帯タイプには、ひとり親世帯の一部が含まれるものの<sup>(4)</sup>、多くは夫婦2人が子どもと暮らしているふたり親世帯である。就労者が1人の場合、就労者は夫（子どもの父親）であることが多いと推測され、夫婦のうち夫のみが働く片働き世帯（専業主婦世帯）が典型である。そういった世帯タイプでは、日本の貧困率は高くはなく、むしろOECD平均よりも低位にある。

しかし、次の世帯タイプ(2)「大人が2人以上の世帯で就労者が2人以上の世帯」では、日本の貧困率は高くなる。日本の数値11.4%は、(1)の図の数値13.2%より低いものの、他国の貧困率は日本以上に低いため、図の右側、貧困率が高い国へと移動している。

(1)の図と(2)の図を比べると、つまり大人が2人以上の世帯で就労者が1人から2人以上になると、貧困率は低下し、多くの国では貧困はほぼ解消する。たとえばイギリスは14.6%から2.7%へ、フランスは13.0%から2.8%へ、ドイツは4.5%から1.0%へと大きく低下しており、貧困率の高いアメリカでさえ25.6%から5.1%にまで激減する。それに対して日本は13.2%から11.4%への変化にとどまり、貧困率の低下はわずかである。ふたり親世帯で、夫のみが働く片働き世帯では貧困率が低かった日本は、夫婦がともに働く共働き世帯では貧困率が高い国になるのである。

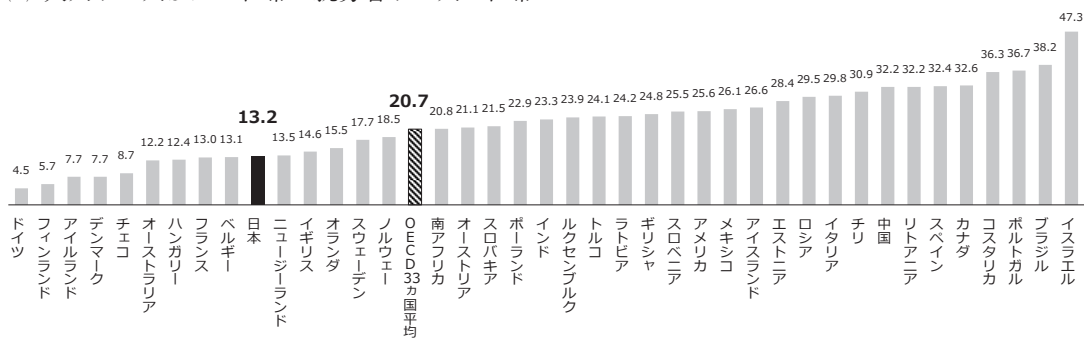
大人が2人以上の世帯で就労者が1人の世帯と2人以上の世帯を比べて貧困率に大きな変化がないということは、2人目の大人が就労しても、その就労で世帯所得を増加させる効果が弱いことを

(3) 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」所得・貯蓄（第1巻・第2章）貧困の状況（213表）。

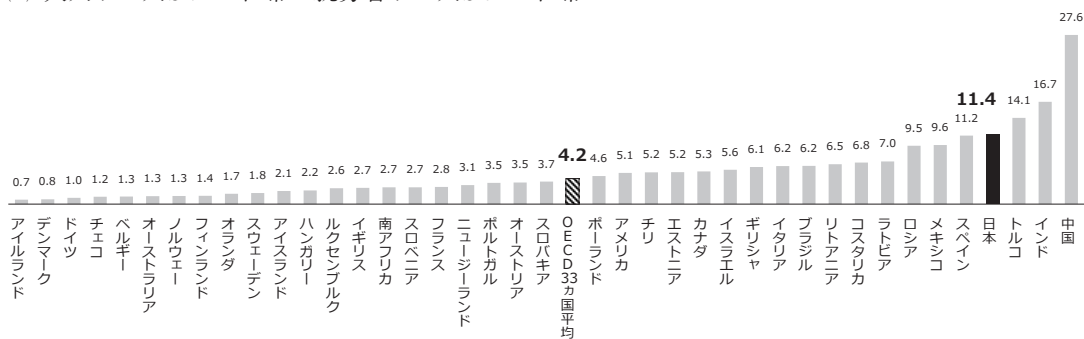
(4) 0～17歳の子どもとその親1人以外に、18歳以上の子どもや子どもの祖父母がいる世帯など。

図1 世帯主が稼働年齢で子どものいる世帯の就労状況別に見た貧困率（2014年前後）

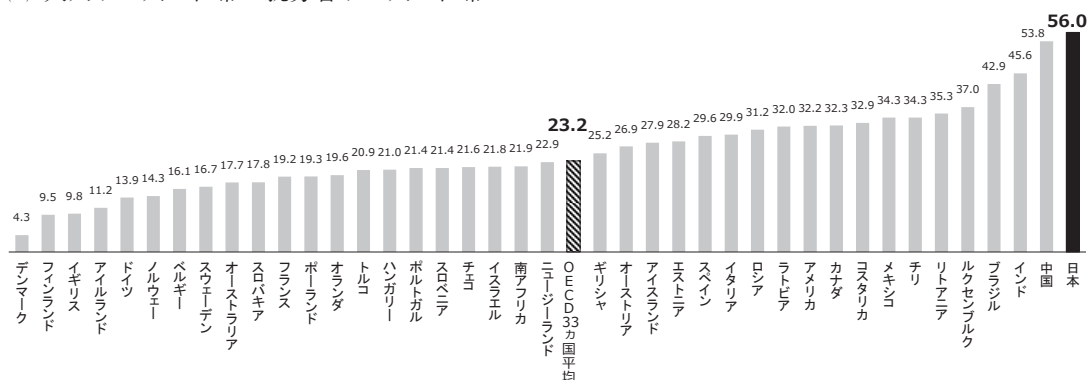
(1) 大人が2人以上の世帯で就労者が1人の世帯



(2) 大人が2人以上の世帯で就労者が2人以上の世帯



(3) 大人が1人の世帯で就労者が1人の世帯



注)・貧困率の定義は、年間等価可処分所得がその国全体の年間等価可処分所得の中央値の50%未満である割合。  
 ・インドとロシアは2011年、日本は2012年、ブラジルと中国は2013年、チリと南アフリカは2015年のデータであり、オランダと南アフリカは暫定データである。

資料) OECD Family Database, Data for Chart CO2.2.C Poverty rates in households with children and a working-age head, by household type and household employment status, 2014 or nearest available year, Sources: OECD Income Distribution Database. (2017年10月15日閲覧)

意味している。2人目の就労者の多くは夫婦の妻、子どもの母親であろう。子どものいる女性の就労による貧困削減効果が弱いということは、結果的に、母子世帯の貧困につながる。

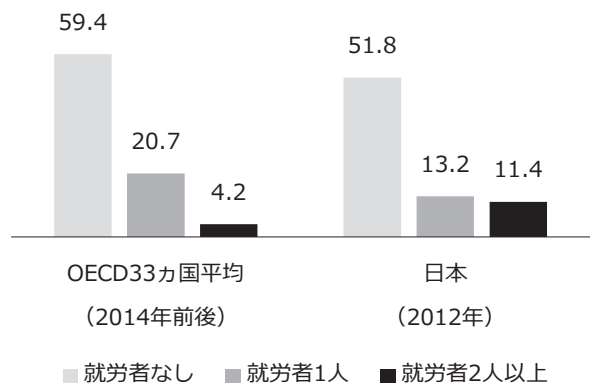
(3)の図は、「大人が1人の世帯で就労者が1人の世帯」の貧困率をみたものである。子どものいる世帯の大人とは子どもの親とは限らず、0～17歳の子どもが祖父母と暮らす世帯や18歳以上のきょうだいと暮らす世帯なども含まれるが、多くは子どもがひとり親と暮らしている世帯であり、母子世帯が典型である。この世帯タイプの貧困率をみると、日本は56.0%ときわめて高く、図の右端に位置する。OECD33カ国平均23.2%と比べて2倍以上も高く、イギリス9.8%、ドイツ13.9%、フランス19.2%などのEU諸国と比べて、突出して高い。貧困率の高いアメリカでさえ、この世帯タイプの貧困率は32.2%にとどまり、日本ほど高くはない。50%を超える貧困率というのは、世界的にみて異常な高さである。

忘れてはならないのは、日本の母子世帯の母親（シングルマザー）は就労率も高いということである。各種の政府統計によれば、厚生労働省「全国母子世帯等調査」2011年80.6%、総務省「就業構造基本調査」2012年83.2%（有業率）、総務省「国勢調査」2015年79.9%、総務省「労働力調査」2016年85.7%である。先進国平均は64.9%であり（OECD31カ国平均、2014年前後、0～14歳の子どもがいる15～64歳のシングルマザー）、イギリス58.5%（2014年）、フランス63.1%（2014年）、ドイツ66.8%（2013年）のEU3カ国と比べても、日本の就労率は高い<sup>(5)</sup>。

つまり日本は、母子世帯の母親の就労率が非常に高く、しかも働いている母子世帯の貧困率も非常に高い特徴をもつ。それゆえ子どもの貧困の国際比較では、この特徴的な母子世帯に注目が集まりがちであるが、貧困世帯で暮らす子どもは母子世帯の子どもだけではない。0～14歳の子どもが誰と暮らしているかをみると、ひとり親と暮らしている子どもの割合は、イギリス28.2%（2014年）、フランス22.5%（2014年）、ドイツ18.8%（2013年）に対して、日本は12.2%（2010年）と相対的に少ない（OECD26カ国平均17.4%、2014年前後<sup>(6)</sup>）。日本の子どもの9割近くはふたり親世帯で暮らしており、日本における「子どもの貧困」問題を考えるためには、このふたり親世帯にも注目する必要がある。

図2は、図1でとりあげた「世帯主が稼働年齢で子どものいる世帯の就労状況別にみた貧困率」のうち、「大人が2人以上の世帯」をとりあげ、「就労者なし」「就労者

図2 大人が2人以上の世帯の就労状況別にみた貧困率（世帯主が稼働年齢で子どものいる世帯）



注・資料) 図1と同じ。日本データの出典は厚生労働省「国民生活基礎調査」。

(5) OECD Family Database, Data for Chart LMF1.3.A. Employment rates for partnered mothers and single mothers, 2014 or latest available, Sources: European Union Labour Force Survey. (2017年10月15日閲覧)

(6) OECD Family Database, Table SF1.3.A: Children by the presence of parents in the household, 2014 or latest available, Sources: European Union Labour Force Survey, and Statistics Japan. (2017年10月15日閲覧)



1人」「就労者2人以上」の3つの就労状況別に貧困率をみたものである。まず「就労者なし」の世帯では、OECD33カ国平均59.4%、日本51.8%と高い貧困率を示し、就労者がいなければ当該世帯に暮らす人々の半数以上が貧困に陥ることがわかる。失業の防止や再就職の促進といった親の雇用対策・就労支援政策が子どもの貧困対策にもなりうるのは、子どものいる世帯で就労者がいない世帯は貧困率がこのように高いからである。

日本のふたり親世帯で特異なのは、1人の就労で貧困率は大きく低下するが、2人目の就労が貧困率をほとんど削減しない点である。OECD平均で就労者がいない場合は59.4%と高かった貧困率は、1人の就労で20.7%に下がり、2人以上の就労で4.2%にまで低下する。子どものいる世帯の貧困は親が就労すれば減るのであり、とくに父親と母親の両方が就労すれば貧困率は4%程度にまで縮小するのが先進国の平均的な姿である。それに対して日本は、就労者がいなければ5割を超えていた貧困率は、1人の親の就労で貧困率は13.2%まで低下するものの、2人目の親が就労しても11.4%までしか下がらない。片働きと共働きで貧困率にほとんど差がみられず、片働き世帯では他国と比べて貧困率が低かった日本は、共働き世帯では貧困率が高い国へと変貌する。

留意すべきは、この共働き世帯で暮らす人々が増えていることである。

表3は、「全国消費実態調査」から、子どものいる世帯の世帯員分布の推移をみたものである。子どものいる世帯を「大人1人と子どもの世帯」（≒ひとり親世帯）と「大人2人以上と子どもの世帯」（≒ふたり親世帯）で分けてみると、ひとり親世帯の世帯員は2014年でわずか2.2%にすぎず、97.8%がふたり親世帯に属している。貧困世帯に限った構成比でみると、ひとり親世帯の世帯員は13.9%（2014年）まで増加するが、それでも86.1%はふたり親世帯の世帯員である。

表3 子どものいる世帯の就労状況別にみた世帯員分布（全国消費実態調査）

子どものいる世帯			大人1人と子どもの世帯			大人2人以上と子どもの世帯			
			合計	無業	有業	合計	有業者なし	有業者1人	有業者2人以上
世帯員の構成比	1999年	100.0%	1.5%	0.3%	1.3%	98.5%	1.0%	45.0%	52.5%
	2004年	100.0%	1.9%	0.2%	1.7%	98.1%	0.9%	43.8%	53.4%
	2009年	100.0%	2.6%	0.4%	2.2%	97.4%	1.3%	41.6%	54.5%
	2014年	100.0%	2.2%	0.3%	1.9%	97.8%	1.1%	35.7%	61.0%
貧困ライン未満の世帯員の構成比	1999年	100.0%	11.6%	2.8%	8.8%	88.4%	6.0%	45.6%	36.8%
	2004年	100.0%	13.1%	2.5%	10.6%	86.9%	5.6%	44.6%	36.7%
	2009年	100.0%	18.0%	4.3%	13.7%	82.0%	8.2%	39.4%	34.4%
	2014年	100.0%	13.9%	2.7%	11.2%	86.1%	8.8%	37.6%	39.8%

注)・「大人」とは18歳以上の世帯員、「子ども」とは17歳以下の世帯員をいう。

- ・「有業者」とは「勤め先収入」または「事業・内職収入」による年間収入のある世帯のうち、18～64歳の就業している世帯員をいう。
- ・貧困ラインは、等価可処分所得中央値（中位数）の50%。
- ・各年の統計表「世帯構成・世帯主の年齢階級、有業人員別相対的及び絶対的貧困率」（総世帯）における「等価弾性値=0.5」「相対的貧困世帯」より算出。

資料)総務省「全国消費実態調査」。

そのふたり親世帯で「有業者なし」の世帯は高い貧困率が予想されるものの、世帯員の構成比としては1.1%（2014年）にすぎず、規模としては深刻ではない<sup>(7)</sup>。ふたり親世帯で多いのは「有業者1人」の世帯と「有業者2人以上」の世帯であり、そのうち1999年から2014年の推移で割合が増えたのは「有業者2人以上」世帯の世帯員である。この世帯タイプの世帯員が子どものいる世帯の世帯員に占める割合は、1999年の52.5%から2014年では61.0%まで高まった。この世帯タイプこそ、他国と比べて日本が高い貧困率を示す世帯タイプなのであり、当該世帯で暮らす世帯員の増加は子どもの貧困率の削減をめざすうえで考慮に入れるべき点である。

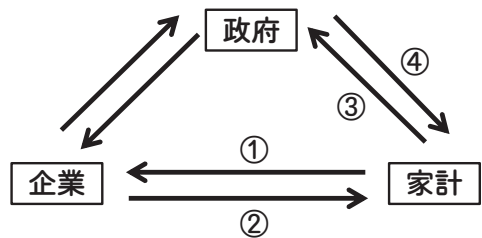
## 2 稼働年齢層の貧困——家計・企業・政府

貧困率の測定においては、同じ世帯の世帯員は同じ所得水準にあると仮定しており、子どもの貧困は子どもと暮らす親の貧困でもある。それゆえ、子どもの親世代である稼働年齢層の貧困の動向は、その国社会の子どもの貧困の動向と関連する。本節では、その稼働年齢層の貧困の特徴について、家計からみた企業と政府との関係を踏まえて考察する。

### 貧困率の変化と貧困削減効果

図3は、国民経済を構成する3つの経済主体「家計」「企業」「政府」の関係について、貧困の測定対象になる「家計」を中心にみたものである。家計の所得を把握する時点は2つあり、ひとつは、家計から企業に労働力を提供し(①)、企業から賃金を受け取った(②)段階の所得である。だがその所得のすべてを家計は使用できるわけではない。政府に対して税金や社会保険料を拠出しなければならないからであり(③)、③を支払った後の所得は②で受け取った所得よりも低くなる。逆に政府から、児童手当や老齢年金などの給付を受けることもある(④)。実際に家計が使用できるのは、①②の段階の所得ではなく、①②③④のすべてのプロセスを経た段階の所得である。

図3 3つの経済主体における家計と企業、家計と政府との関係

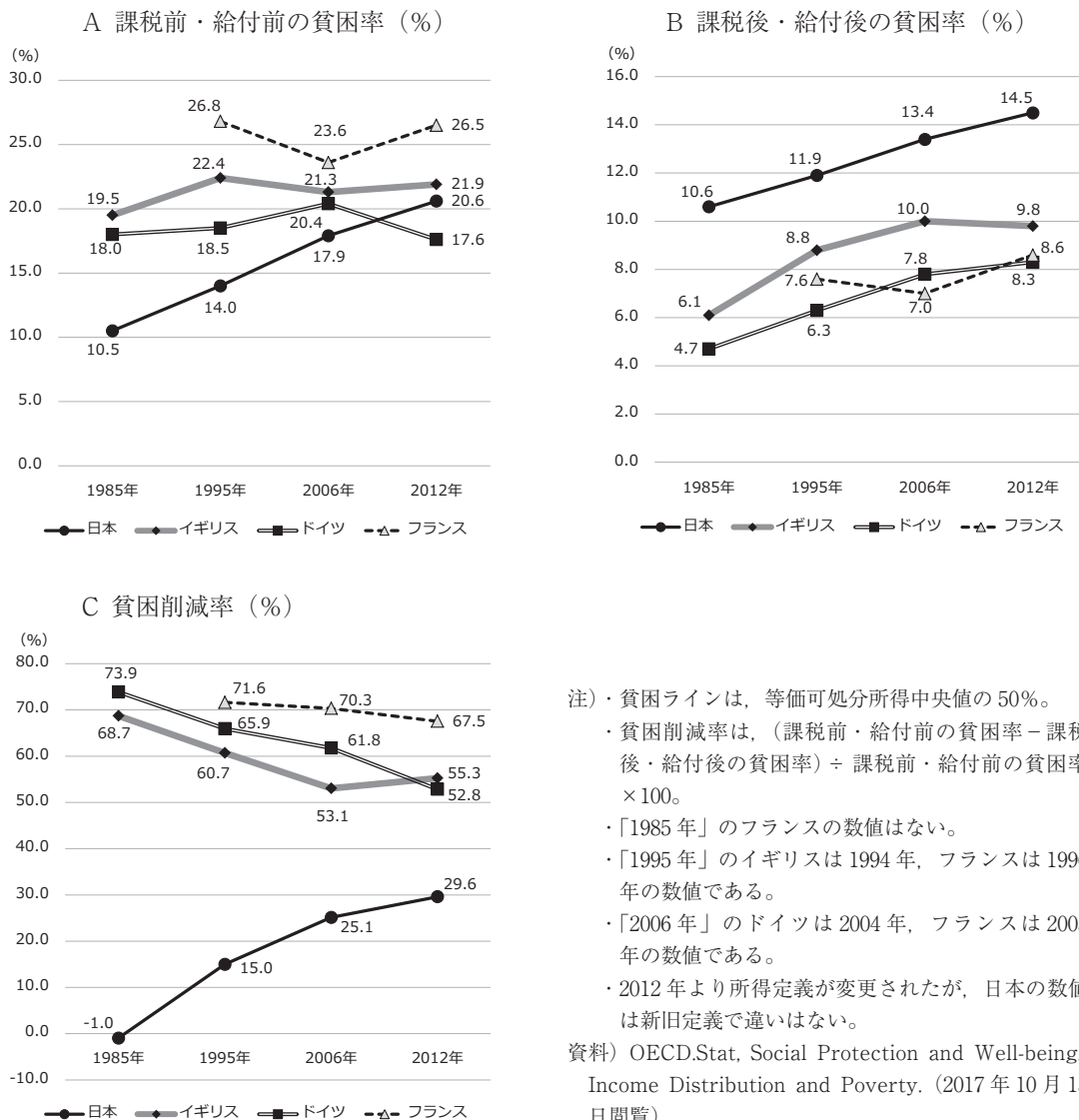


このような所得の移転を踏まえて、①②の段階「課税前・給付前」の所得（市場所得、当初所得）でみた貧困率と、①②③④を経た後の段階「課税後・給付後」の所得（可処分所得、再分配後所得）でみた貧困率を比較し、企業（労働・賃金）と政府（税・社会保障）がいかに家計の貧困と関係するかについて、確認しよう。

次頁図4について、まず、Aの図「課税前・給付前」の貧困率は、図3①②の段階で家計が得

(7) 前掲注(2)の「イノチェンティ レポートカード14」によれば、世帯内に就業者がない子どもの割合は、ドイツ6.8%、フランス7.8%、イギリス14.0%などと比べて、日本は2.1%と低いとされ、規模が大きくない点で整合的である（前掲書、35頁）。同レポートカードの解説で阿部彩氏は、日本の貧困の要因はそれゆえ失業ではなくワーキングプアが挙げられる所以であると指摘している（前掲書、解説ii頁）。

図4 稼働年齢層（18～65歳）の貧困率と所得再分配による貧困削減率



注)・貧困ラインは、等価可処分所得中央値の50%。  
 ・貧困削減率は、(課税前・給付前の貧困率－課税後・給付後の貧困率)÷課税前・給付前の貧困率×100。  
 ・「1985年」のフランスの数値はない。  
 ・「1995年」のイギリスは1994年、フランスは1996年の数値である。  
 ・「2006年」のドイツは2004年、フランスは2005年の数値である。  
 ・2012年より所得定義が変更されたが、日本の数値は新旧定義で違いはない。

資料) OECD.Stat, Social Protection and Well-being/Income Distribution and Poverty. (2017年10月15日閲覧)

た所得、いわゆる市場所得レベルで計測した貧困率である。1985年から2012年まで約30年間の推移をみると、1985年の日本は10.5%であり、ドイツ18.0%、イギリス19.5%と比べて低かったことがわかる。しかしその後、日本は1995年14.0%、2006年17.9%、2012年20.6%と上昇し、2012年の段階ではドイツ17.6%よりも高い貧困率を示すまでになった。EU3カ国はもともと貧困率が高く、この約30年間で特段の上昇はみられないのに対して、日本の貧困率は一貫して上昇してきたことがわかる。市場所得レベルの貧困率の変化は、家計と企業との関係(図3①②)の変化、すなわち企業の労使関係や雇用・労働市場の変化を示唆している。

図4B「課税後・給付後」の貧困率は、図3①②③④を経た後の段階で家計が得た所得、いわゆ

る可処分所得レベルで計測した貧困率である。この図をみると、日本はかつては貧困率が低かったということはできない。日本の1985年の貧困率10.6%は、ドイツ4.7%、イギリス6.1%よりも高かったからである。その後も日本の貧困率は、1995年11.9%、2006年13.4%、2012年14.5%と高まっている。EU3カ国も傾向的に上昇しているが、日本ほど高くはなく、日本の貧困率は現代でも1980年代と同様、EU3カ国よりも高い。

図4Cは、所得再分配で貧困率がどれだけ下がったか、「課税前・給付前の貧困率」と「課税後・給付後の貧困率」を比較して、その差を割合で示した貧困削減率である。これをみると、日本とEU3カ国は対照的な動きであったことがわかる。日本の貧困削減率は1985年の段階で-1.0%とマイナスであった。所得再分配で貧困率が低下するどころかむしろ増加したことを意味しており、実際、貧困率は課税前・給付前（10.5%）より、課税後・給付後（10.6%）のほうが高かった。このような逆転現象はその後解消し、日本の貧困削減率は1995年15.0%、2006年25.1%、2012年29.6%と上昇している。それに対してEU3カ国は、総じて貧困削減率が低下している。1980年代以降の新自由主義的な福祉改革や緊縮財政は、EU各国が保持してきた政府の所得再分配機能を縮小させ、貧困削減効果を弱めていったことがうかがえる<sup>(8)</sup>。

このようにみると、稼働年齢層の貧困率が高まっている背景は、日本とEUで同じではない。EUは福祉国家の縮減、すなわち政府の所得再分配による貧困削減効果が低下してきたことが、可処分所得レベルの貧困率の上昇をもたらした。日本はそれとは異なり、政府の所得再分配による貧困削減率は上昇している。だがその規模が圧倒的に小さい。すなわち2012年でも貧困削減率は29.6%にとどまり、フランス67.5%、イギリス55.3%、ドイツ52.8%と比べて、政府による貧困削減効果が非常に弱い。すなわち日本の貧困率の高まりの背景にあるのは、第一に家計と企業との関係で貧困が次々と生み出されてきたことであり、第二に家計と政府との関係でその貧困を削減しようとする所得再分配が行われていないことである<sup>(9)</sup>。

### 労働・賃金

日本の稼働年齢層の貧困率は、可処分所得レベルでみて、1980年代でも決して低くはなかった。しかし市場所得レベルでみた貧困率はEU3カ国よりも低く、また1980年代後半はバブル景気だったことから、日本社会で貧困が広がっている認識は当時はなかったと思われる。経済格差が拡大しており不平等が広がりつつあることについては1990年代後半から学術や政策の分野で指摘されるようになるが、一般に認識されるようになったのは2000年代半ばであろう。テレビ映像の反響は大きく、2005年2月「フリーター漂流」（NHKスペシャル）、2006年7月「ワーキングプア」（NHKスペシャル）、2007年1月「ネットカフェ難民」（NNNドキュメント）などのドキュメンタリー番組は日本社会で貧困が広がっていること、しかも高齢者や傷病者ではない稼働年齢層の貧困

(8) これらのEU3カ国と日本だけではなく、アメリカとスウェーデンを含めた動向については、大沢真理『生活保障のガバナンス——ジェンダーとお金の流れで読み解く』（有斐閣、2013年、211-212頁）参照。

(9) この二つの論点をとりあげた別稿として、藤原千沙「なぜ子育て世帯・母子世帯が貧困に陥るのか——若い世代の雇用・労働と社会保障」（秋田喜代美・小西祐馬・菅原ますみ編『貧困と保育——社会と福祉につなぎ、希望をつむぐ』かもがわ出版、2016年）、同「新自由主義への抵抗軸としての反貧困とフェミニズム」（松本伊智朗編『子どもの貧困』を問いなおす——家族・ジェンダーの視点から』法律文化社、2017年）等。

が広がっていることを印象づけた。2008年秋のリーマンショック以降、仕事や住まいを失った人々の存在に注目が集まり、2009年の総選挙では与党が大敗するなど、貧困問題は社会の関心事項になった。

しかし、貧困が目に見えるほどに広がった2000年代の前半から後半にかけて、日本は景気拡張期だったことはあまり知られていない。内閣府経済社会総合研究所の景気動向指数研究会が定める景気基準日付によると、2002年1月～2008年2月（73か月）は戦後最長の景気拡張期であり、いざなぎ景気（1965年10月～1970年7月：57か月）を越える好景気（いざなぎ越え、いざなぎ景気）だったとされる。だが働く人々の間で好景気の実感はなく、むしろ一般的には貧困が広がった印象を抱かせたのが2000年代であった。実際、2000年代は前節でみたとおり、2つの政府統計いずれにおいても等価可処分所得の中央値は下がり、貧困ラインとなる所得水準自体が低下している。

景気拡張期だったにもかかわらず家計の所得中央値が下がったということは、好景気の果実が労働者の家計には十分届かなかったことを示唆する。過去の景気拡張期は、いざなぎ景気であれバブル景気（1986年11月～1991年2月：51か月）であれ、好景気の実感があった。企業収益だけでなく労働者の賃金も上昇したからである。しかし2000年以降の日本経済ではそのような関係はみられなくなっており、企業収益が増加しても労働者の賃金が上昇せず、むしろ低下していたことが政府白書でも確認されている<sup>(10)</sup>。

賃金の購買力を示す指標として消費者物価を加味した実質賃金でも、日本の賃金は低下してきた。厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると、常用労働者の現金給与総額（きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額）の実質賃金指数は、2015年平均を100とした場合、5年前の2010年は105.6であった<sup>(11)</sup>。つまり、この5年間で労働者の賃金は購買力としても減ったことを意味している。しかも15年前の2000年は113.3、25年前の1990年は111.0だったという数値からわかるように、日本の常用労働者の実質賃金は長期的に下がってきた。

その背景のひとつにあるのは非正規雇用者の増加であろう。総務省「労働力調査」によると、男性の雇用労働者に占める非正規雇用者の割合は、1990年には8.8%にすぎなかったが、2000年から2010年の間に11.7%から18.2%まで急増し、2017年現在、21.7%を占めるまでになった。女性の非正規雇用者の割合はもともと高く1990年時点で38.1%を占めていたが、2017年では56.0%と女性雇用労働者の半数以上が今日では非正規雇用者である<sup>(12)</sup>。

このような雇用・労働市場の変化を経て、もたらされた帰結のひとつは、子どもの父親である男性の所得の低下である。次頁図5は、ふたり親世帯（夫婦と子どもから成る世帯）の夫で、ふだん仕事をしている有業者の所得構成比について、末子年齢が3歳未満の父親と12～14歳の父親のみたものである。1997年から2012年にかけて、いずれの父親でも低所得層の構成比が増えていることがわかる。たとえば末子年齢3歳未満の父親で年収300万円未満の割合は、1997年11.6%から

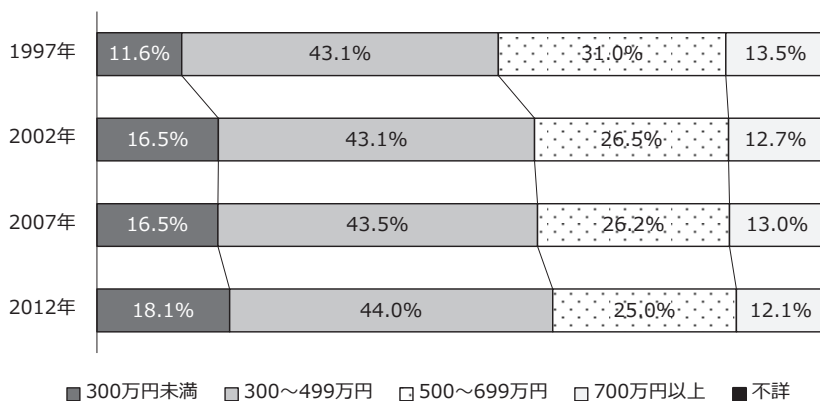
(10) 内閣府「平成26年度 年次経済財政報告」129-130頁。

(11) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」全国調査、長期時系列表、指数及び増減率、25表（事業所規模5人以上、就業形態計、調査産業計、年平均）。

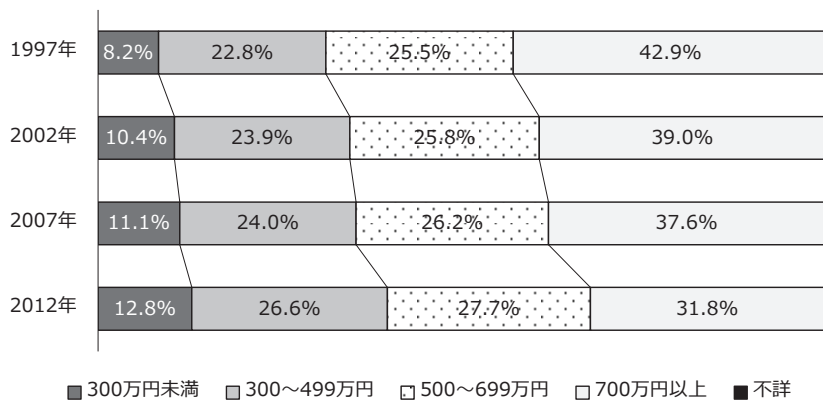
(12) 総務省「労働力調査（詳細集計）」全都道府県、長期時系列データ、長期時系列表9（2001年までは2月調査、2002年以降は1～3月平均）。

図5 ふたり親世帯の夫（有業者）の所得

末子年齢3歳未満



末子年齢12～14歳



注)・世帯の家族類型が「夫婦と子供から成る世帯」の夫（有業者）の所得である。

・「夫の就業状態」「夫の所得」「世帯の家族類型」「末子の年齢」別世帯数が把握できる各年の統計表より「妻が無業の世帯」と「妻が有業の世帯」の世帯数を合計して算出。

資料) 総務省「就業構造基本調査」。

2012年18.1%まで拡大した。末子年齢12～14歳の父親では年収300万円未満の割合は減るが、1997年と2012年を比べて8.2%から12.8%へとその割合を増やしている。

ふたり親世帯の夫、すなわち子どもの父親の稼働所得が低下した場合、子どもの母親が就労して貧困に陥るのを防ぐことは、世帯として取りうる抵抗手段のひとつである。しかし日本は、ふたり親世帯の貧困率において就労者1人と就労者2人以上でほとんど違いがなく、2人目の就労による貧困削減効果が弱いことが、国際比較でみた日本の子どもの貧困の特徴であった。

なぜ日本のふたり親世帯では、2人目の親＝子どもの母親が働いても世帯を貧困から防げないのか。なぜ日本では働いている母子世帯の貧困がこれほどまでに高いのか。その原因のひとつとしては、女性の賃金が男性と比べて低いこと、男女間賃金格差が大きいことがあげられよう。

たとえば、フルタイム労働者の賃金中央値でみた男女間の賃金格差は、フランス13.7（2012年）、

イギリス 16.9 (2015 年)、ドイツ 17.1 (2014 年) に対して、日本は 25.9 (2014 年) である<sup>(13)</sup>。いずれの国でも賃金格差はあり、女性の賃金は男性を下回るが、男性を 100 としたときの女性の賃金は 8 割以上 (フランス 86.3、イギリス 83.1、ドイツ 82.9) の EU 3 カ国に対して、日本は 7 割台 (74.1) であることを示す数値である。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の最新結果の報道発表用資料では「男女間賃金格差は過去最小」とのタイトルで、女性の賃金 (244,600 円) がこれまでの調査で最高額となったこと、男性の賃金 (335,200 円) を 100 とした男女間賃金格差は 73.0 と過去最小になったことが結果のポイントに挙げられているが、7 割台という数値は世界的にみて格差がきわめて大きい現実を示す数値である<sup>(14)</sup>。非正規雇用が男性にも広がったことで雇用形態間の賃金格差については社会的な関心が集まるようになったが、これまでも存在し現在でもきわめて大きい男女間の賃金格差については解決すべき社会問題としてみなされていないことこそ、日本のジェンダー問題の深刻さを表している。

男女間の賃金格差は、子どものいる男女間の比較ではよりいっそう拡大し、25～44 歳で 16 歳未満の子どものいる男女では、日本の格差は 60.9 (男性を 100 とした場合 39.1) に及ぶ<sup>(15)</sup>。OECD 平均 21.8 (男性を 100 とした場合 78.2) と比較して、日本の格差の大きさ、すなわち子どもの父親に対する子どもの母親の稼働力の低さは際立っている。子どものいる男女の賃金格差が男女一般の賃金格差よりも拡大する現象について、OECD は「母親ペナルティ motherhood penalty」と呼び、女性が母親になることは高くつく (the price of motherhood is high) という表現で問題提起している<sup>(16)</sup>。

子どもをもつ女性に対するペナルティが重い社会では少子化が進むのも当然である。またふたり親世帯で子どもの父親の所得が低下し、子どもの母親が働いて世帯を貧困から防ごうとしても、その稼働力には限界がある。ましてや、ひとり親世帯の母親はどれだけ働いても貧困ラインを越える所得を自らの賃金で得ることは容易ではない。

## 税・社会保障

とはいえ、市場所得レベルの貧困と可処分所得レベルでの貧困は同じではない。子どもの父親である男性の所得が低下し、子どもの母親の稼働力が脆弱であったとしても、それは図 3 でいうならば①②の段階にすぎず、家計はそういった市場所得のみで生活しているわけではないからである。実際に家計が使用する可処分所得レベルの貧困を左右するのは、税と社会保険料をどれだけ拠出するか (③)、また社会保障としてどれだけ給付されるか (④) である。家計と企業をつなぐ雇用・労働市場が大きく変わり、市場所得レベルで貧困が広がってきたならば (①②)、可処分所得レベ

(13) OECD Family Database, Data for Chart LMF1.5.A. Gender gap in median earnings of full-time employees, 2002, 2008, and 2014 or latest available, and Gender gap in median earnings of full-time employees, 1970-2015. Source: OECD Employment Database. (2017 年 10 月 15 日閲覧)

(14) 厚生労働省「平成 28 年「賃金構造基本統計調査」の結果～男女間賃金格差は過去最小～」報道発表用資料 (2017 年 2 月 22 日)。

(15) OECD (2012) *Closing the Gender Gap : Act Now*, OECD. 出典データ (Figure 13.3. The price of motherhood is high across OECD countries, Data Figure 13.3. Gender pay gap by presence of children, 25-44 years old)

(16) *Ibid.*, pp.169-170.

ルで貧困をいかに食い止めるかが重要になる（③④）。それは政府の役割であり、家計と政府の関係を考察する必要がある。

まず、家計から政府に拠出する③について。代表的な制度のひとつである所得税については、日本は高くはない。財務省が試算している「給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較」によれば、2017年1月現在、「夫婦と子ども2人」のケースで給与収入500万円の個人所得税は、フランス39.3万円、ドイツ46.5万円、イギリス67.6万円に対して、日本は15.8万円である。アメリカは8.0万円と日本以上に低いが、EU3カ国は日本よりも高い所得税を支払っている。給与収入1000万円の個人でみても、所得税の負担額はフランス133.7万円、ドイツ195.3万円、イギリス255.3万円に対して、日本は100.9万円と低額である<sup>(17)</sup>。

家計が③として政府に拠出する所得税の負担が軽いことは、一見、家計にやさしいように思えるが、④として家計に給付しうる財源が政府のもとに十分に集まらないことを意味する。また累進課税をとる所得税は、高い課税対象所得に高い税率を課すことで、①②で生み出された家計の所得格差を縮小させる機能をもつが、その機能が小さいことも意味している。

実際、日本の国税収入に占める個人所得課税（国税）収入の割合は、財務省の試算では2017年度29.8%であり、EU3カ国（ドイツ40.9%、フランス37.7%、イギリス35.9%）よりも低い<sup>(18)</sup>。日本も約30年前の1986年度では国税収入の39.3%を所得税が占めていたが、消費税の導入と所得税減税により、所得税の比重は低下した。経済規模を表す指標として名目GDP（国内総生産）をみると、1995年度、2005年度、2015年度の日本のGDPは516.7兆円、525.8兆円、532.2兆円と拡大し、政府の一般会計歳入も80.6兆円、89.0兆円、102.2兆円と増えている。しかし所得税による政府の歳入は19.5兆円、15.6兆円、17.8兆円と伸びておらず、むしろ1995年度に徴収していた実額より減少している<sup>(19)</sup><sup>(20)</sup>。

家計から政府に拠出する③にあたるもうひとつの代表的な制度は、国民年金・厚生年金、健康保険・国民健康保険、介護保険、雇用保険といった社会保険の保険料である。低所得世帯には減額や免除など一定の配慮はあるものの、所得税のような累進性をもたず一定率で課される社会保険料は、低所得層の家計にとって重荷となる。

厚生労働省の「平成26年所得再分配調査」によると、等価当初所得<sup>(21)</sup>の所得階級が700～750万円の場合、社会保険料として年間81.8万円を拠出しており、それは等価当初所得（719.7万円）の11.4%に相当する。その割合は所得が低くなるほど高くなり、500～550万円階級では12.1%（63.2万円／522.9万円）、300～350万円階級では13.1%（42.5万円／324.2万円）、100～150万円階級

(17) 財務省 Web サイト「給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較」[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/028.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/028.pdf)。

(18) 財務省 Web サイト「個人所得課税の国際比較（日・米・英・独・仏）」[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/027.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/027.pdf)。

(19) 内閣府「国民経済計算（GDP統計）」平成27年度国民経済計算年次推計（平成23年基準改定値）。財務省「財政統計」一般会計歳入科目別四半期別収納状況（第13表）。

(20) 1990年代以降の所得税の減税政策と今日の社会保障をめぐる財政問題を関連させた論稿として、下野恵子『「所得増税」の経済分析——日本における財政再建と格差縮小』（ミネルヴァ書房、2017年）。

(21) 世帯単位で把握した当初所得を世帯人員の平方根で割り、世帯員単位の所得とみなしたものを。



表4 勤労者世帯の家計（1世帯当たり1か月間の収入と支出，2014年）

		母子世帯		18歳未満の子どもがいる世帯	
	集計世帯数	459		11,727	
	世帯人員（人）	2.60		3.87	
	18歳未満人員（人）	1.60		1.84	
	有業人員（人）	1.03		1.56	
	世帯主の年齢（歳）	40.1		40.9	
	実収入	215,458	100.0%	486,095	100.0%
①②	勤め先収入	181,869	84.4%	449,507	92.5%
①②	事業・内職収入	-	-	1,693	0.3%
①②	本業以外の勤め先・事業・内職収入	1,160	0.5%	2,402	0.5%
	他の経常収入	26,616	12.4%	24,630	5.1%
④	社会保障給付	22,608	10.5%	21,593	4.4%
	実支出	216,402	100.4%	384,203	79.0%
	消費支出	190,464	88.4%	297,206	61.1%
③	非消費支出	25,938	12.0%	86,997	17.9%
③	直接税	6,124	2.8%	34,917	7.2%
③	社会保険料	19,666	9.1%	51,993	10.7%
	可処分所得（実収入－非消費支出）	189,520		399,098	
	可処分所得－消費支出	- 944		101,892	
	平均消費性向（％）	100.5		74.5	
	* 可処分所得に対する消費支出の割合				

注）二人以上の世帯のうち勤労者世帯。

資料）総務省「平成26年全国消費実態調査」。

では14.6%（18.2万円／124.3万円）である。低所得層は拠出額自体は少ないものの、そもそもの所得自体が少ないため、支出割合としては大きく、高所得層より重荷になるのである。

具体的な家計構造でみてみよう。表4は、勤労者世帯の1か月の家計収支について、「母子世帯」と「18歳未満の子どもがいる世帯」を取り出してみたものである。世帯主の年齢は40.1歳、40.9歳とほぼ同じであり、18歳未満の世帯員も1.60人、1.84人と近い。「18歳未満の子どもがいる世帯」の世帯人員は3.87人で、1.84人の子どもと2人の親から成るふたり親世帯が典型だろう。1か月の実収入は486,095円であり、「母子世帯」のそれはその半分以下の215,458円である。

まず、家計から政府に拠出する非消費支出（③）をみると、「母子世帯」は直接税として6,124円、社会保険料として19,666円を政府に拠出している。絶対額として直接税よりも社会保険料のほうが高く、税の3倍以上の金額を社会保険料として支出している。「18歳未満の子どものいる世帯」の拠出額は、実収入が高い分、「母子世帯」よりも多額である。しかし直接税が実収入に占める割合は「母子世帯」の2.8%と比べて7.2%と高いものの、社会保険料のそれは9.1%、10.7%とそれほど変わらない。つまり、低所得の「母子世帯」は直接税の負担は軽い一方、社会保険料の負担は他の子育て世帯と同程度に重い。

図3の①②にあたるのが、勤め先収入をはじめとする稼働所得である。家計はそれに対して③を政府に拠出し、政府からは④が給付される。母子世帯の拠出③と給付④を表4で比べると、政府か

ら受け取る社会保障給付④ 22,608 円よりも、非消費支出③ 25,938 円のほうが高いことがわかる。母子世帯への主な社会保障給付である児童扶養手当は 2002 年の改革で、就労等による収入が一定額（母子 2 人世帯で年収 130 万円）を超えると収入が増えるにつれて手当額が減る仕組みが導入され、勤労母子世帯は働けば働くほど政府からの給付④が減ることになった<sup>(22)</sup>。一方、年金保険料をはじめとする社会保障料率の引上げは、働くことにともなう政府への拠出③を増やしてきた。すなわち、家計が就労努力をして①②の稼働所得を増やしても、そのことで給付④が減り、拠出③が増えることから、可処分所得レベルで所得を増やすことは、母親の就労努力では大変に難しい。

確認すべきは、この家計収支で「母子世帯」は平均 1.60 人の子どもを育てていることである。子どもの食費や教育費はもちろん、家賃も含めて月 190,464 円の消費支出は決して高額ではなく、家計のやりくりや節約の工夫で暮らしが楽になる水準ではない。「18 歳未満の子どものいる世帯」では月 101,892 円のゆとりがあり、子どもの将来の学費や親の老後の備えなど貯蓄に回すことが可能である。しかし「母子世帯」の家計は月 944 円の赤字であり、将来への備えにあてる余裕はまったくない。しかもこの家計は勤労者世帯なのであって、母親はすでに就労している。このような現状において母子世帯の貧困はいかに解消できるのだろうか。

図 3 の構図で考えると、採りうる手段は、稼働所得を増やす（①②）、拠出を減らす（③）、給付を増やす（④）の 3 つである。①②に付随する問題は、母子世帯の母親が稼働所得を増やすために労働時間を増やせば、子どもに対するケア時間が減ることである。子どもに食事を与え、病気や健康に気づかい、学校生活や交友関係を把握し、子どもの話を聞くといった親子の時間を失うほどに、母親が①②に時間を費やせば、子どもの福祉の向上にはつながらず、母親の健康も害することになる。就労支援（①②）という政策で母子世帯の貧困を解消しようとするならば、労働時間の増加ではなく、ましてやこれ以上の就労率の増加でもなく、働いている母子世帯の母親の時間当たり賃金の増加でもたらされなければならない。

もっとも、図 4 A で確認したとおり、稼働年齢層の市場所得レベルでみた貧困率が一貫して上昇している日本の現状において、①②の就労努力で可処分所得レベルの貧困を削減するのは容易ではない。むしろ③の拠出を減らすことで可処分所得の貧困を削減する手段や、④の給付を増やすことで可処分所得の貧困を削減する手段も重視すべきであろう。

現状の家計構造を表 4 でみると、働く母子世帯の家計を支えているのは稼働所得であり、社会保障給付が実収入に占める割合は 10.5%（22,608 円）にすぎない。つまり福祉に“依存”して暮らしているわけではない。とはいえ「18 歳未満の子どものいる世帯」のそれは 4.4%（21,593 円）といっそうわずかであり、政府からの給付（④）は子育て世帯の家計をほとんど支えていない。むしろ非消費支出として実収入の 17.9%（86,997 円）を政府に拠出（③）しなければならない子育て世帯は、政府の存在がむしろ家計を苦しめており、政府の役割③④はできるだけ小さいほうが良いと考えるのも無理はない。

(22) 児童扶養手当の 2002 年改革とその後の政策動向に関する論稿として、藤原千沙「児童扶養手当の改革と就業支援策の課題」（『女性労働研究』44 号、2003 年）、同「2002 年改革後の母子世帯と就業支援策の状況——児童扶養手当の削減と凍結をめぐって」（『女性と労働』21』65 号、2008 年）、同「母子家庭支援分野における就労支援が提起すること」（『職業リハビリテーション』28 巻 2 号、2015 年）等。

それゆえ日本の家計は、企業との関係を重視して、家計の所得を増やすためには就労努力しかないと考えてきた。しかし今日、企業収益が向上しても賃金が上昇しない経済へと日本の雇用・労働市場は変化してきた。であるならば、可処分所得の貧困を削減するためには、そのような経済構造自体を問いなおすとともに、家計と企業の関係だけではなく、家計と政府の関係をかつて以上に重視する必要がある。

## おわりに

1968年に北九州青年会議所から刊行され2017年に復刻された林えいだい氏の写真集『これが公害だ』には、『「公害体操」をしたあと乾布摩擦をする子どもたち』とのキャプションのついた写真がある<sup>(23)</sup>。「公害体操」とは気管支や呼吸筋を鍛える呼吸運動訓練の呼称であり、当時、北九州だけでなく大気汚染公害の深刻な地域において乾布摩擦とともに推奨されていた。「公害に負けない身体をつくる」として、大気汚染が蔓延する空の下で、子どもたちが集団で体操をしていた現実を、私たちは現在、どう受けとめたらよいのだろうか。体操や運動によって呼吸筋が鍛えられ、喘息に苦しむ回数がたとえ減ったとしても、大気汚染は解消せず、公害はなくなる。悪影響を緩和するために個人に働きかけるだけでは問題を生み出す構造は変わらないのであり、北九州市が今日「公害を克服した」と評価されるのは公害を生み出さないための企業と行政の取り組みがあったからであり、それを促した市民の運動が背景にあった。「貧困に負けない力」「貧困を乗り越える力」を子どもたちにつけさせることは、貧困の克服と同義ではない。公害対策の経験は、貧困対策としても示唆的である。

(ふじわら・ちさ 法政大学大原社会問題研究所教授)

---

(23) 林えいだい『《写真記録》これが公害だ——北九州市「青空がほしい」運動の軌跡』新評論、2017年、116-119頁。